

昭和四十九年法律第二百六十六号

雇用保険法

目次

第一条 総則 (第一条—第四条)	
第二章 適用事業等 (第五条—第九条)	
第三章 失業等給付	
第一節 通則 (第十条—第十二条)	
第二節 一般被保険者の求職者給付	
第三款 基本手当 (第十三条—第三十五条)	
第四款 技能習得手当及び寄宿手当 (第三十六条—第十七条)	
第五款 傷病手当 (第三十七条)	
第六款 短期雇用特例被保険者の求職者給付	
(第三十八条—第四十一条)	
第四節 日雇労働被保険者の求職者給付 (第四十一条)	
第五節 就職促進給付 (第五十六条の三—第六十条)	
第六節 雇用継続給付	
第一款 高年齢雇用継続給付 (第六十一条—第六十一条の三)	
第五節の二 教育訓練給付 (第六十条の二—第六十条の三)	
第六款 介護休業給付 (第六十一条の四—第六十一条の五)	
第七章 雇用安定事業等 (第六十一条の六—第六十一条の九)	
第八章 費用の負担 (第六十六条—第六十八条)	
第六章 不服申立て及び訴訟 (第六十九条—第七十一条)	
第七章 雜則 (第七十二条—第八十二条)	
第八章 罰則 (第八十三条—第八十六条)	
附則 第一章 総則	
(目的)	
第一条 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必	

第二章 雇用保険事業	要な給付を行うことにより、労働者の生活及
第三条 雇用保険は、政府が管掌する。	する等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。
(管掌)	
第二条 雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行なうことができる。	
(雇用保険事業)	
(定義)	
第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。	
第五条 この法律において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。	
第六条 この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。	
第七条 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他の名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払われるもの(通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く)をいう。	
第八条 この法律において「被保険者」とは、前条第一項の学校の学生又は生徒であつて、前三条号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者	
第九条 船員法(昭和二十二年法律第二百号)第一条に規定する船員(船員職業安定法(昭和二十一年法律第三百三十号)第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十号)第十四条第一項の規定により船員法第六号)第二項に規定する予備船員とみなされる定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十号)第十四条第一項の規定により船員法第六号)第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。)であつて、二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。(政令で定めるものに限る。)に乗り組むために雇用される者(一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。)であつて、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの	
(被保険者に関する届出)	
第七条 事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。)	
(適用除外)	
第六条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。	

第二章 適用事業	一 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者(第三十七条の五第一項の規定による申請をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第四十条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)
第三章 失業等給付	二 雇用する労働者に関して、当該事業主の行う適用事業(同条第一項又は第二項の規定により数次に亘り同一の事業を営むもの)の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者(以下同じ。)に係る被保険者となつたこと、当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として該事業主の行う適用事業を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合(以下「労働保険事務組合」という。)についても、同様とする。
第四章 教育訓練	三 季節的に雇用される者であつて、第三十八条第一項各号のいずれかに該当するものとならない者を除く。)
第五章 育児休業給付	四 学校教育法(昭和二十二年法律第二百六号)第一号、第二百二十四条又は第三百三十四条第一号に規定する学校の学生又は生徒であつて、前三条号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
第六章 厚生労働省令	五 船員法(昭和二十二年法律第二百号)第一条に規定する船員(船員職業安定法(昭和二十一年法律第三百三十号)第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十号)第十四条第一項の規定により船員法第六号)第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。)であつて、二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。(政令で定めるものに限る。)に乗り組むために雇用される者(一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。)であつて、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

第二章 適用事業	雇用する労働者に関して、当該事業主の行う適用事業(同条第一項又は第二項の規定により数次に亘り同一の事業を営むもの)の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者(以下同じ。)に係る被保険者となつたこと、当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として該事業主の行う適用事業を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合(以下「労働保険事務組合」という。)についても、同様とする。
第三章 失業等給付	一 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者(第三十七条の五第一項の規定による申請をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第四十条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)
第四章 教育訓練	二 同一の事業主の適用事業に継続して三十日以上雇用されることとなる者(前二項の規定による申請をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第四十条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)
第五章 育児休業給付	三 同一の事業主の適用事業に継続して三十日以上雇用されることとなる者(前二項の規定による申請をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第四十条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)
第六章 厚生労働省令	四 同一の事業主の適用事業に継続して三十日以上雇用されることとなる者(前二項の規定による申請をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第四十条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)

- 二 移転費
 三 求職活動支援費
 教育訓練給付は、教育訓練給付金とする。
 雇用継続給付は、次のとおりとする。
 一 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金（第六節第一款において「高年齢再就用継続給付」という。）
 二 介護休業給付金
 （就職への努力）

第十条の二 求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くよう努めなければならない。
 （未支給の失業等給付）

第十条の三 失業等給付の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者に支給されるべき失業等給付でまだ支給されていないものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の失業等給付の支給を請求することができる。

2 前項の規定による未支給の失業等給付の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序

3 第一項の規定による未支給の失業等給付の支給を受けるべき同順位者が一人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。
 （返還命令等）

第十条の四 偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることであります。また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することができます。

2 前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関又は業として職業安定法（昭和二十一年法律第二百四十一号）第四条第四

項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。（以下同じ。）
 一、募集情報等提供事業を行ふ者（同条第六項に規定する募集情報等提供事業として行う者をい、同項第三号に掲げる行為（労働者にならうとする者の依頼を受けて行う場合に限る。）を行ふ者に限る。以下この項及び第七十六条第二項において同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたため、その失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等、募集情報等提供事業を行う者又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 徵収法第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。
 （受給権の保護）

第十一條 失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

第二節 一般被保険者の求職者給付

第一款 基本手当

（基本手当の受給資格）

第十二条 租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金額を標準として課することができない。

（公課の禁止）

第十四条 被保険者期間は、被保険者であった期間のうち、当該被保険者でなくかつた日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であった期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼつた各期間（賃金の支払の基礎となつた日数が十日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

2 前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次に掲げる期間は、同項に規定する被保険者であつた期間に含めない。

3 最後に被保険者となつた日前に、当該被保険者が受給資格（前条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。次節から第四節までを除き、以下同じ。）第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したことがあら場合には、当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除され、前二項の規定により計算された被保険者期間が十二箇月（前条第二項の規定により読み替えられたこととが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日）前における被保険者があつた期間における第一項の規定の適用については、同項中「二年間」とあるのは「年に」と、「十二箇月」とあるのは「六箇月」とする。
 一、前項の特定理由離職者は、離職した者のうち、第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者以外の者であつて、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかつた場合に限る。）その他のやむを得ない理由により離職したものとして厚生労働省令で定める者をいう。

（被保険者期間）

第十五条 基本手当は、受給資格を有する者（次節から第四節までを除き、以下「受給資格者」という。）が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。）について支給する。

2 前項の失業していることについての認定（以下この款において「失業の認定」という。）を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

（失業の認定）

第十六条 基本手当は、受給資格を有する者（次節から第四節までを除き、以下「受給資格者」という。）が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。）について支給する。

2 前項の失業していることについての認定（以下この款において「失業の認定」という。）を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の日々について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練（厚生労働省令で定めるものを除く。）の環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他

厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかるらず、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができないかつた理由を記載した証明書を提出することによつて、失業の認定を受けることができる。

一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。

二 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するため公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

三 公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

四 天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

五 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他就職活動を行つたことを確認して行つものとする。

第十六条 基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千四百六十円以上四千九百二十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千九百二十円以上一万二千九百円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の遞増に応じ、遞減するよう厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。

2 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十一」とあるのは「百分の四十五」と、「一千九百二十円以上一万二千九百円以下」とあるのは「一千九百二十円以上一万元八百八十円以下」とする。

（賃金日額）
第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第十四条（第一項ただし書を除く。）の規定によ

り被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金）を除く。次項、第六節及び次章において同じ。）

4 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額は、同項の規定にかかるらず、当該各号に掲げる額とする。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によって得た額の百分の七十に相当する額

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められている場合には、その部分の総額をその期間の総日数（賃金の一部が月により定められている場合には、一箇月を三十日として計算する。）で除して得た額と前号に掲げる額との合算額

三 前二項の規定により賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とすることが適当でないと認められるときは、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。

4 前三項の規定にかかるらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

5 前二項の規定により賃金日額を算定されることが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とすることが適当でないと認められるときは、直近の当該年度の前年度の平均給与額を以降の自動変更対象額を変更しなければならない。

6 前二項の規定により賃金日額を算定されることが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とするときは、直近の当該年度の前年度の平均給与額を以降の自動変更対象額を変更しなければならない。

7 前二項の規定により賃金日額を算定されることが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とするときは、直近の当該年度の前年度の平均給与額を以降の自動変更対象額を変更しなければならない。

8 前二項の規定により賃金日額を算定されることが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とするときは、直近の当該年度の前年度の平均給与額を以降の自動変更対象額を変更しなければならない。

9 前二項の規定により賃金日額を算定されることが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とするときは、直近の当該年度の前年度の平均給与額を以降の自動変更対象額を変更しなければならない。

10 前二項の規定により賃金日額を算定されることが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とするときは、直近の当該年度の前年度の平均給与額を以降の自動変更対象額を変更しなければならない。

11 前二項の規定により賃金日額を算定されることが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とするときは、直近の当該年度の前年度の平均給与額を以降の自動変更対象額を変更しなければならない。

12 前二項の規定により賃金日額を算定されることが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とするときは、直近の当該年度の前年度の平均給与額を以降の自動変更対象額を変更しなければならない。

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条 厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省令において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十七年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下

り下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該年度の前年度）の平均給与額を以降の自動変更対象額を変更しなければならない。

一 合計額が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えるとき（次号に該当する場合を除く。）当該超える額（次号において「超過額」という。）を基本手当の日額から控除した残りの額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二 超過額が基本手当の日額以上であるとき基礎日数分の基本手当を支給しない。

厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十七年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該年度の前年度）の平均給与額を超えるときは、厚生労働省令で定める算定方法により算定して得た額を以降の自動変更対象額を超えて、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

前二項の規定に基づき算定された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該年度の前年度）の平均給与額を以降の自動変更対象額を有する地域別最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金をいう。）の額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定して得た額をいう。）に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とする。

前二項の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千四百六十円以上四千九百二十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千九百二十円以上一万二千九百円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（支給の期間及び日数）

第十九条 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、厚生労働省令で定めるところにより、その収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

受給資格者は、失業の認定を受けた期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、厚生労働省令で定めるところにより、その収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

二 次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者 一万五千五百九十五円

ロ 受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者 一万五千五百九十五円

ハ 受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者 一万一千三百四十円

ニ 受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者 一万三千三百四十円

（支給の期間及び日数）

千二百八十二円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき、基本手当の日額に基础日数を乗じて得た額を支給する。

二 合計額が賃金日額の百分の八十に相当する

三 超過額が基本手当の日額以上であるとき基礎日数分の基本手当を支給しない。

厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十七年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該年度の前年度）の平均給与額を超えるときは、厚生労働省令で定める算定方法により算定して得た額を以降の自動変更対象額を変更しなければならない。

一 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とす

二 内の失業している日について、第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

一次号及び第三号に掲げる受給資格者以外の受給資格者、当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から起算して一年

二 基準日において第二十二条第一項第一号に該当する受給資格者基準日の翌日から起算して一年に六十日を加えた期間
三 基準日において第二十三条第一項第二号に該当する同条第二項に規定する特定受給資格者基準日の翌日から起算して一年に三十日を加えた期間

受給資格者であつて、当該受給資格に係る離職が定年（厚生労働省令で定める年齢以上の定期に限る。）に達したことその他厚生労働省令で定める理由によるものであるものが、当該離職後一定の期間第十五条第二項の規定による求職の申込みをしないことを希望する場合において、厚生労働省令で定めることにより公共職業安定所長にその旨を申し出たときは、前項中次のが号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、次項に規定する求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）と、「当該期間内」とあるのは、「当該合算した期間内」と、同項第一号中「当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」といふ。）とあるのは、「基準日」とする。

前一項の場合において、第一項の受給資格（以下この項において「前の受給資格」という。）を有する者が、前二項の規定による期間内に新たに受給資格、第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したときは、その取得した日以後においては、前の受給資格に基づく基本手当は、支給しない。（支給の期間の特例）

第二十条の二 受給資格者であつて、基準日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他厚生労働省令で定めるものを除く。）を開始したもののその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た

二 第二十一条 基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して七日に満たない間は、支給しない。
第二十二条 一 の受給資格に基づき基本手当を支給する日数（以下「所定給付日数」という。）は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。
一 算定基礎期間が二十年以上である受給資格者一百五十日
二 算定基礎期間が十年以上二十年未満である受給資格者百二十日
三 算定基礎期間が十年未満である受給資格者九十日

2 前項の受給資格者で厚生労働省令で定める理由により就職が困難なものに係る所定給付日数は、同項の規定にかかわらず、その算定基礎期間が一年以上の受給資格者にあつては次の各号に掲げる当該受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数とし、その算定基礎期間が一年未満の受給資格者にあつては百五十日とする。

一 基準日において四十五歳以上六十五歳未満である受給資格者三百六十日
二 基準日において四十五歳未満である受給資格者三百日

3 前二項の算定基礎期間は、これらの規定による算定基礎期間（以下この項において「前の算定基礎期間」という。）を有する者が、前二項の規定による期間内に新たに受給資格、第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したときは、その取得した日以後においては、前の受給資格に基づく基本手当は、支給しない。（支給の期間の特例）

第二十条の二 受給資格者であつて、基準日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他厚生労働省令で定めるものを除く。）を開始したもののその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た

二 第二十三条 特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この条において単に「算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかる所定給付日数は、前条第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。
一 その者に係る第七条の規定による届出がされていなかつたこと。

二 厚生労働省令で定める書類に基づき、第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二条第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

3 前二項の算定基礎期間は、これらの規定による算定基礎期間（以下この項において「前の算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかる所定給付日数は、前条第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

4 基準日において三十年以上三十五歳未満である特定受給資格者次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ	二十年以上	二百七十日
ロ	十年以上二十年未満	二百四十日
ハ	五年以上十年未満	二百四十日
ニ	一年以上五年未満	百八十日
ハ	五年以上十年未満	百五十日

5 基準日において三十歳以上三十五歳未満である特定受給資格者次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ	二十年以上	二百四十日
ロ	十年以上二十年未満	二百四十日
ハ	五年以上十年未満	二百四十日
ニ	一年以上五年未満	百八十日
ハ	五年以上十年未満	百五十日

第二十条の二 受給資格者であつて、基準日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他厚生労働省令で定めるものを除く。）を開始したもののその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た

二 第二十四条 特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この項において「前の算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかる所定給付日数は、前条第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

3 前二項の算定基礎期間は、これらの規定による算定基礎期間（以下この項において「前の算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかる所定給付日数は、前条第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

4 基準日において三十歳以上三十五歳未満である特定受給資格者次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ	二十年以上	二百四十日
ロ	十年以上十年未満	二百四十日
ハ	五年以上十年未満	二百四十日
ニ	一年以上五年未満	百八十日
ハ	五年以上十年未満	百五十日

5 基準日において三十歳以上三十五歳未満である特定受給資格者次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ	二十年以上	二百四十日
ロ	十年以上二十年未満	二百四十日
ハ	五年以上十年未満	二百四十日
ニ	一年以上五年未満	百八十日
ハ	五年以上十年未満	百五十日

(延長給付に関する調整)

第二十八条 個別延長給付を受けている受給資格者については、当該個別延長給付が終わった後でなければ広域延長給付、全国延長給付及び訓練延長給付(第二十四条第一項又は第二項の規定による基本手当の支給をいう。以下同じ。)は行わず、広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わった後でなければ全国延長給付及び訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者については、当該全国延長給付が終わった後でなければ訓練延長給付は行わない。

2 訓練延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付が行われることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付又は広域延長給付が行われることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について訓練延長給付は行わず、広域延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付又は広域延長給付が行われることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付は行わず、広域延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付が行われることとなつたときは、個別延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付は行わず、広域延長給付は行わない。

3 前二項に規定するものほか、第一項に規定する各延長給付を順次受ける受給資格者に係る基本手当を支給する日数、受給期間その他これらについての調整に関する必要な事項は、政令で定める。

(給付日数を延長した場合の給付制限)

第二十九条 訓練延長給付(第二十四条第二項の規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ。)、個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

2 前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定めることにより、四週間に一回、失業の認定を受けた後により、四週間に一回、失業の認定を受けた後(支給方法及び支給期日)

第三十条 基本手当は、厚生労働省令で定めるとおりにより、四週間に一回、失業の認定を受けた後(支給方法及び支給期日)

た日分を支給するものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る基本手当の支給について別段の定めをすることができる。

2 公共職業安定所長は、各受給資格者について基本手当を支給すべき日を定め、その者に通知するものとする。

(未支給の基本手当の請求手続)

第三十一条 第十条の三第一項の規定により、受給資格者が死亡したため失業の認定を受けることができなかつた期間に係る基本手当の支給を請求する者は、厚生労働省令で定めるところに請求する者は、厚生労働省令について失業の認定を受けなければならない。

2 前項の受給資格者が第十九条第一項の規定に該当する場合には、第十条の三第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者は、厚生労働省令で定めるところにより、第十九条第一項の収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(給付制限)

第三十二条 受給資格者(訓練延長給付、個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。)

が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

1 紹介された職業又は公共職業訓練等を受けたことを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき。

2 就職するため、又は公共職業訓練等を受けたため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。

3 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び一定程度の技能に係る一般的賃金水準に比べて、不当に低いとき。

4 前項の規定に該当する受給資格者については、第二十四条第一項中「第二十条第一項及び第二項の規定にかかるらず、これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。」とあるのは、「第三十三条第三項」とする。

5 第三項の規定に該当する受給資格者が個別延長給付、広域延長給付、全国延長給付又は訓練延長給付を受ける場合におけるその者の受給期間についての調整に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

2 前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定めることにより、四週間に一回、失業の認定を受けた後(支給方法及び支給期日)

第四十条 基本手当は、厚生労働省令で定めるとおりにより、四週間に一回、失業の認定を受けた後(支給方法及び支給期日)

うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

2 前項に規定する者が同項に規定する日以後新規に受給資格を取得した場合には、同項の規定に該当するかどうかの認定及び前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

3 受給資格者についての第一項各号のいずれかに該当するかどうかの認定及び前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

2 前項に規定する者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができるが、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受けることができる場合においても、第二十二条の規定による期間に係る離職について第一三箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。ただし、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受けた日以後の期間については、この限りでない。

3 受給資格者が前項の場合に該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

2 受給資格者が前項の場合に該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

3 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができるが、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができるが、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができるが、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができるが、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

2 寄宿手当は、受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持している同居の親族(婚姻の届出をしていないが、事实上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五十八条第二項において同じ。)と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給する。

3 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間については、技能習得手当及び寄宿手当を支給する。

4 技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。

5 第三十四条第一項及び第二項の規定は、技能習得手当及び寄宿手当について準用する。

第三款 傷病手当

第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する者については同項の規定による期間とし、第五十七条第一項の規定に該当する者については同項の規定による期間とする。）内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。）について、第四項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

前項の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が行う。

傷病手当の日額は、第十六条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

傷病手当を支給する日数は、第一項の認定を受けた受給資格者の所定給付日数から当該受給資格に基づき既に基本手当を支給した日数を差し引いた日数とする。

第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間については、傷病手当を支給しない。

傷病手当を支給したときは、この法律の規定（第十条の四及び第三十四条の規定を除く。）の適用については、当該傷病手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。

傷病手当は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた日分を、当該職業に就くことができない理由がやんだ後最初に基手当を支給すべき日（当該職業に就くことができない理由がやんだ後において基本手当を支給すべき日がない場合には、公共職業安定所長の定める日）に支給する。ただし、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、傷病手当の支給について別段の定めをすることができる。

第一項の認定を受けた受給資格者が、当該認定を受けた日について、健康保険法（大正十一一年法律第七十号）第九十九条の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十

号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付その他これらに相当する給付であつて法令（法令の規定に基づく条例又は規約を含む。）により行われるもの（うち政令で定めるものの支給を受けることができる場合には、傷病手当は、支給しない。）

第三十九条、第二十一条、第三十条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定は、高年齢被保険者には、傷病手当は、支給しない。

第二節 の二 高年齢被保険者の求職者給付（高年齢被保険者）

第三十七条の二 六十五歳以上の被保険者（第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「高年齢被保険者」という。）が失業した場合には、この節の定めるところにより、高年齢求職者給付金を支給する。

高年齢被保険者については、前節（第十四条を除く。）次節及び第四節の規定は、適用しない。

（高年齢受給資格）

第三十七条の三 高年齢求職者給付金は、高年齢被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた高年齢被保険者である被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつたとき、次条に定めるところにより、支給する。この場合における第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であったときは、六箇月）とあるのは、「六箇月」とす

る。

前項の規定により高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格（以下「高年齢受給資格」という。）を有する者（以下「高年齢受給資格者」という。）が次条第五項の規定による期間内に高年齢求職者給付金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合（新たに

第三十七条の四 高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第五項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定があつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。

一 一年以上	五十年
二 一年未満	三十日
三 一年未満	三十日

前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が第十八条第四項第二号ニに定める額（その額が第十八号の規定により変更されたときは、その変更された額）を超えるときは、その額を賃金日額とする。

第一項の算定基礎期間は、当該高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該高年齢受給資格に係る離職の日を第二十条第一項第一号に規定する基準日とみなして第二十二条第三項及び第四項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間とする。

前項に規定する場合における第二十二条第三項の規定の適用については、同項第二号中「又は特例一時金」とあるのは、「高年齢求職者給付金又は特例一時金」と、「又は第三十九条第二項」とあるのは、「第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第二十九条第二項」とする。

高年齢受給資格者は、離職の日の翌日から起算して一年を経過する日までに、厚生労働省令で定めることなく就職した後再び失業していることについての認定を受けなければならない。

第三十七条の六 前条第一項の規定により高年齢被保険者とみなした者に対する第六十一条の四第

号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付その他これらに相当する特例受給資格を得た場合を除く。）において、当該期間内に公共職業安定所に出頭し、四条第一項から第三項までの規定は、高年齢求職の申込みをした上、次条第五項の認定を受けたときは、その者は、当該高年齢受給資格に基づく高年齢求職者給付金の支給を受けることができる。

（高年齢求職者給付金）

第三十七条の四 高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第五項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定があつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。

一 一年以上	五十年
二 一年未満	三十日
三 一年未満	三十日

前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が第十八条第四項第二号ニに定める額（その額が第十八号の規定により変更されたときは、その変更された額）を超えるときは、その額を賃金日額とする。

第一項の算定基礎期間は、当該高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該高年齢受給資格に係る離職の日を第二十条第一項第一号に規定する基準日とみなして第二十二条第三項及び第四項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間とする。

前項に規定する場合における第二十二条第三項の規定の適用については、同項第二号中「又は、同項各号の要件を満たさなくなつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申し出なければならない。

前項の規定により高年齢被保険者となつた者は、同項各号の要件を満たさなくなつたときは、第九条第一項の規定による確認が行われたものとみなす。

厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定による申出があつたときは、第一項第三号の二の事業主に対し、当該労働者が被保険者となつたことは又被保険者でなくなつたことを通知しなければならない。

（特例高年齢被保険者に対する失業等給付等の特例）

一項、第六十一条の七第一項及び第六十一条の八第一項の規定の適用については、これらの規定中「をした場合」とあるのは、「を全ての適用事業においてした場合」とする。前条第一項の規定による申出に係る適用事業のうちいずれか一の適用事業を離職した場合における第三十七条の四第一項及び第五十六条の三第三項第三号の規定の適用については、第三十七条の四第一項中「第十七条第四項第二号」とあるのは、「第七条第四項」と、「額とする」とあるのは、「額」とする。この場合における第十七条の規定の適用については、第三十七条の四第一項中「第十七条第四項第二号」とあるのは、「第七条第四項」と、「額とする」とあるのは、「額」とする。この場合における第十七条の規定の適用については、第三十七条の四第一項中「第十八条まで」であるのは、「第十八条まで」とあるのは、「第十八条まで」である。「六箇月」とする。

第三節 短期雇用特例被保険者の求職者

(短期雇用特例被保険者)

第三十八条 被保険者であつて、季節的に雇用されるもののうち次の各号のいずれにも該当しない者（第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用特例被保険者」という。）が失業した場合には、この節の定めによるところにより、特例一時金を支給する。

一 四箇月以内の期間を定めて雇用される者が前項各号に掲げる者に該当するかどうかの確認は、厚生労働大臣が行う。

二 短期雇用特例被保険者に関する第二節（第十四条を除く。）、前節及び次節の規定は、適用しない。

(特例受給資格)

第三十九条 特例一時金は、短期雇用特例被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた短期雇用特例被保険者である被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、第十四条の規定

による被保険者期間が通算して六箇月以上であることは、「第四十条第三項の認定を受けることができる資格（以下「特例受給資格」といいう。）を有する者（以下「特例受給資格者」といいう。）が次条第三項の規定による期間内に特例一時金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合（新たに第十四条第二項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）において、当該期間内に公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第三項の認定を受けたときは、その者は、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受けることができる。

(特例一時金)

第四十条 特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなし

て第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。

一 前項に規定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号二中「三十歳未満」とあるのは、「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。

二 一週間の所定労働時間が二十時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満である者

二 被保険者が前項各号に掲げる者に該当するかどうかの確認は、厚生労働大臣が行う。

三 短期雇用特例被保険者に関する第二節（第十四条を除く。）、前節及び次節の規定は、適用しない。

（特例受給資格）

第三十九条 特例一時金は、短期雇用特例被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた短期雇用特例被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、第十四条の規定は、適用しない。

一 日雇労働者の求職者

二 三十三年以内の期間を定めて雇用される者が前項各号に該当するかどうかの確認は、厚生労働大臣が行う。

三 特例一時金の支給を受けようとする特例受給資格者は、離職の日の翌日から起算して六箇月を経過する日までに、厚生労働省令で定めるとする者

（日雇労働者）

（日雇労働被保険者）

第四十二条 この節において日雇労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者（前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された日雇労働被保険者が前項の認可を受けなかつたため、日雇労働被保険者とされなくなつた最初の月に離職し、失業した場合は、その失業した月の間における日雇労働求職者給付金の支給については、その者を日雇労働被保険者とみなす。）

一 日雇労働被保険者に関する第六条（第三号に限る。）及び第七条から第九条まで並びに前三節の規定は、適用しない。

（日雇労働被保険者手帳）

第四十三条 日雇労働被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所において、日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。

（日雇労働求職者給付金の受給資格）

第四十四条 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した場合において、その失業の日の属する月の前二月間に、その者について、

徴収法第十条第二項第四号の印紙保険料（以下「印紙保険料」という。）が通算して二十六日分以上納付されているとき、第四十七条から第五十二条までに定めるところにより支給する。

第四十六条 前条の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が第十五条第一項に規定する受給資格者である場合において、その者が、基本手当の支給を受けたときは、その支給の対象となつた日については日雇労働求職者給付金を支給せず、日雇労働求職者給付金の支給を受けたときはその支給の対象となつた日については基本手当を支給しない。（日雇労働被保険者に係る失業の認定）

第四十七条 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。第五十四条第一号において同じ。）について支給する。

2 前項の失業していることについての認定（以下この節において「失業の認定」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。（日雇労働求職者給付金の日額）

第四十八条 日雇労働求職者給付金の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前二月間に納付された印紙保険料のうち、徴収法第二十二条第一項第一号に掲げる額（その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額）

二 次のいずれかに該当するとき（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）

イ 前二月間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び徴収法第二十二条第一項第一号に掲げる額（その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額）

（以下「第二級印紙保険料」という。）が二

十四日分以上であるとき（前号に該当するときを除く。）。

口 前二月間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が二十四日分未満である場合において、第一条第二項第三号に掲げる額（その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額）の印紙保険料（以下「第三級印紙保険料」という。）をいう。

3 徴収法第二十二条第五項の規定により同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額（印紙保険料の納付額との合計額に、徴収法第二十二条第一項第三号に掲げる額（その額が同

条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額）の印紙保険料（以下「第三級印紙保険料」という。）をいう。

（日雇労働求職者給付金の日額等の自動的変更）

第四十九条 厚生労働大臣は、平均定期給与額（第十八条第一項の平均定期給与額をいう。以下この項において同じ。）が、平成六年九月の平均定期給与額（この項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等が変更されたときは直近の当該変更の基礎となつた平均定期給与額）の百分の百二十を超える、又は百分の八十三を下るに至った場合において、その状態が継続すると認めるとときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率を基準として、日雇労働求職者給付金の日額等を変更しなければならない。

（日雇労働求職者給付金の日額等）

2 前項の「日雇労働求職者給付金の日額等」とは、前条第一号に定める額の日雇労働被保険者の支給を受けることによる。

（日雇労働求職者給付金の支給方法等）

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の「日雇労働求職者給付金の支給方法等」

は、前条第一号に定める額の日雇労働被保険者が職業に就かなかつた最初の日に付するものとする。

（日雇労働求職者給付金の支給方法等）

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の支給について別段の定めをすることができる。

（日雇労働求職者給付金の支給方法等）

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の支給について別段の定めをすることができる。

額（その額が前項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「二級・三級印紙保険料区分日額」という。）をいう。

二 項に規定する第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額の変更があった場合には、厚生労働大臣は、その変更のあつた日から一年を経過した日の前日（その日前に当該変更に関する国会の議決があつた場合には、その議決のあつた日の前日）までの間は、第一項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに一級・二級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を二十四で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

3 前二号のいずれにも該当しないとき 四千百円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）

（日雇労働求職者給付金の日額等の自動的変更）

2 前項の「日雇労働求職者給付金の日額等」とは、前条第一号に定める額の日雇労働被保険者の支給を受けることによる。

（日雇労働求職者給付金の支給方法等）

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の支給について別段の定めをすることができる。

（日雇労働求職者給付金の支給方法等）

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の支給について別段の定めをすることができる。

（日雇労働求職者給付金の支給方法等）

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の支給について別段の定めをすることができる。

（日雇労働求職者給付金の支給方法等）

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の支給について別段の定めをすることができる。

業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般的の賃金水準に比べて、不当に低いとき。三 職業安定法第二十条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

四 他の正当な理由があるとき。

2 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者についての前項各号のいずれかに該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

3 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が、偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、その支給を受け、又は受けようとした月及びその月の翌月から三箇月間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、日雇労働求職者給付金の全部又は一部を支給することができる。

（日雇労働求職者給付金の特例）

2 前号に規定する繼續する六月間（以下「基礎期間」という。）のうち後約五ヶ月間に第十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる。

3 基礎期間の最後の月の翌月以後二月間（申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、同月までの間）に第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けていないこと。

2 前項の申出は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内に行わなければならない。

第五十四条 前条第一項の申出をした者に係る日雇労働求職者給付金の支給については、第四十八条及び第五十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる期間及び日数は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内の失業している日について、通算して六十日分を限度とする。

二 日雇労働求職者給付金の日額は、次のようにして算出する。基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料が七十二日分以上であるとき、第一級給付金の日額として、当該イからハまでの定める額とする。

イ 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料が七十二日分以上であるとき、第一級給付金の日額として、当該イからハまでの定める額とする。

ロ 次のいずれかに該当するとき、第二級給付金の日額

(1) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が七十二日分以上であるとき(イに該当するときを除く)。

(2) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が七十二日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額と第二級印紙保険料の納付額との合計額に、第三級印紙保険料の納付額のうち七十二日から第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を七十二で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

ハ イ又はロに該当しないときは、第三級給付金の日額

第五十五条 基礎期間の最後の月の翌月以後二月の期間内に第五十三条第一項の申出をした者については、当該二月を経過する日までは、第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金は、支給しない。

2 第五十三条第一項の申出をした者が、基礎期間の最後の月の翌月において、第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けた場合は、当該日雇労働求職者給付金の支給の対象となつた日については前条の規定による日雇労働

3 前条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けた者がその支給を受けた後に第五十三条第一項の申出をする場合における同項第二号の規定の適用については、その者は、第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けたものとみなす。

4 第四十六条、第四十七条、第五十条第二項、第五十一条及び第五十二条の規定は、前条の規定による日雇労働求職者給付金について準用する。

(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例)

第五十六条 日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、その翌月以後において離職した場合には、その二月を第十四条の規定による被保険者期間の二箇月として計算することができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

2 前項の規定により同項に規定する二月を被保険者期間として計算することによって第十四条第一項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定する算定基礎期間の算定について準用する。この場合において、第一項中「その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四条の規定による被保険者期間において被保険者であつた期間を第十二条第三項に規定する算定対象期間における被保険者期間として計算された最後の六箇月間に含まれる期間において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額を当該期間に支払われた賃金額とみなす。

3 第一項の規定は、第二十二条第三項の規定による算定基礎期間の算定について準用する。この場合において、第一項中「その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四条の規定による被保険者期間とみなす」とあるのは、「当該日雇労働被保険者であつた期間を第十二条第三項に規定する基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間に該当するものとして計算する」と読み替えるものとする。

第五節 就職促進給付

(就業促進手当)

第五十六条の三 就業促進手当は、次の各号によればかに該当する者に対し、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者である者

イ 職業に就いた者(厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者を除く)であるて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数(当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条规定の規定に該当するものとして)と読み替えるものとする)。

2 受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者(第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」といふ。)が、前項第一号ロ又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当(同項第一号イに該当する者に係るもの)を除く。以下この項において同じ。)の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。

3 就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項第一号イに該当する者現に職業に就いている日(当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条规定の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定による期間とし、次条第一項の規定による期間とする。)の最後の日ま

きることとなる日数をいう。以下同じ。)が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上の日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるものである。

二 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日ににおける基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるものである。

ロ 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日ににおける基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるものである。

3 第一項の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けた者がその支給を受けた後に第五十三条第一項の申出をする場合における同項第二号の規定の適用については、その者は、第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けたものとみなす。

4 第四十六条、第四十七条、第五十条第二項、第五十一条及び第五十二条の規定は、前条の規定による日雇労働求職者給付金について準用する。

(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例)

第五十六条 日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、その翌月以後において離職した場合には、その二月を第十四条の規定による被保険者期間の二箇月として計算することができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

2 前項の規定により同項に規定する二月を被保険者期間として計算することによって第十四条第一項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定する算定基礎期間の算定について準用する。この場合において、第一項中「その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四条の規定による被保険者期間とみなす」とあるのは、「当該日雇労働被保険者であつた期間を第十二条第三項に規定する基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間に該当するものとして計算する」と読み替えるものとする。

第五節の二 教育訓練給付

(教育訓練給付金)

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を受けている場合であつて厚生労働省令で定める場合を含み、当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により厚生労働省令で定める証明がされた場合に限る）において、支給要件期間が三年以上であるときに支給する。

一 当該教育訓練を開始した日（以下この条において「基準日」という。）に一般被保険者（被保険者のうち、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者をいう。次号において同じ。）又は高年齢被保険者である者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、基準日が当該基準日の直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなつた日から厚生労働省令で定める期間内にあるもの

前項の支給要件期間は、教育訓練給付対象者が基準日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日期を除いて算定した期間）とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれてゐるときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除いて算定した期間とする。

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなりた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内ないときは、当該直前の被保険者でなくなりた日前の被保険者であつた期間

二 当該基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、当該給付金に係る基準日前の被保険者であつた期間

三 第二十二条第四項の規定は、前項の支給要件期間の算定について準用する。

4 教育訓練給付金の額は、教育訓練給付対象者が第一項に規定する教育訓練の受講のために支

払った費用（厚生労働省令で定める範囲内のものに限る。）の額（当該教育訓練の受講のため

に支払った費用の額であることについて当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。）に百分の二十以上百分の七十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額（その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額）とする。

5 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により教育訓練給付金の額として算定された額が厚生労働省令で定める額を超えないとき、又は教育訓練給付対象者が基準日前厚生労働省令で定める期間内に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、教育訓練給付金は、支給しない。（給付制限）

第六十条の三 偽りその他不正の行為により教育訓練給付金の支給を受け、又は受けようとした者は、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、教育訓練給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、教育訓練給付金の全部又は一部を支給することができる。

2 前項の規定により教育訓練給付金の支給を受けることができない者とされたものが、同項に規定する日以後、新たに教育訓練給付金の支給を受けることができる者となつた場合には、同項の規定にかかわらず、教育訓練給付金を支給をする。

3 第一項の規定により教育訓練給付金の支給を受けることができなくなった場合には、当該支給金の支給があつたものとみなす。

第六款 雇用継続給付

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条 高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定する）

合に、当該賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定する）

した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日又は当該支給対象月においてその日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。）を第二十条第一項第一号に規定する基準日とみなして第二十二条第三項及び第四項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間が、五年に満たないとき。

二 当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万六千四百円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」といいう。）以上であるとき。

この条において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から月末まで引き続いて、被保険者であり、かつ、介護休業給付金又は育児休業給付金若しくは出生時育児休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。）をいう。

3 第一項の規定によりみなし賃金日額を算定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項中「前三項の規定」とあるのは、「第一項及び第二項の規定」とする。

4 第一項の規定によりみなし賃金日額を算定す

る場合における第十七条第四項の規定の適用について、同項中「前三項の規定」とあるのは、「第一項及び第二項の規定」とする。

5 高年齢雇用継続基本給付金の額は、一支給対象月について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該支給対象月に支払われた賃金の額に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額とする。

一 当該賃金の額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき（百分の十）

二 前号に該当しないとき（みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が増加する程度に応じ、百分の十から一定の割合で遞減するよう厚生労働省令で定められた率）

三 前号に該当するときは、この限りでない。

一 当該被保険者が第一号に掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」といいう。）以上であるとき。

二 当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万六千四百円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」といいう。）以上であるとき。

この条において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から月末まで引き続いて、被保険者であり、かつ、介護休業給付金又は育児休業給付金若しくは出生時育児休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。）をいう。

3 第一項の規定によりみなし賃金日額を算定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項中「前三項の規定」とあるのは、「第一項及び第二項の規定」とする。

4 第一項の規定によりみなし賃金日額を算定す

る場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項中「前三項の規定」とあるのは、「第一項及び第二項の規定」とする。

一 当該職業に就いた日（次項において「就職日」という。）の前日における支給残日数が、百日未満であるとき。

二 当該再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、支給限度額以上であるとき。

三 前項の「再就職後の支給対象月」とは、就職日の属する月から当該就職日の翌日から起算して二年（当該就職日の前日における支給残日数が二百日未満である同項の被保険者については、一年）を経過する日の属する月（その月が同項の被保険者が六十五歳に達する日の属する月後であるときは、六十五歳に達する日の属する月）までの期間内にある月（その月初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、介護休業給付金又は育児休業給付金若しくは出生時育児休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。）をいう。

前条第五項及び第六項の規定は、高年齢再就職給付金の額について準用する。この場合において、同条第五項中「支給対象月について」とあるのは、「再就職後の支給対象月（次条第二項に規定する再就職後の支給対象月をいう。次条第三項において準用する第六項において同じ。）」と、同条第五項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と、「支給対象月」とあるのは、「当該再就職後の支給対象月」と、「みなし賃金額」とあるのは、「次条第一項の賃金日額」と、同条第六項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と、「支給対象月」とあるのは、「再就職後の支給対象月」と読み替えるものとする。

職後の支給対象月」と読み替えるものとする。

4 高年齢再就職給付金の支給を受けることができる者が、同一の就職につき就業促進手当（第五十六条の三第三項第一号ロに該当する者に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる場合において、その者が就業促進手当の支給を受けたときは、高年齢再就職給付金を支給せず、高年齢再就職給付金の支給を受けたときは就業促進手当を支給しない。

（給付制限）

第五十六条の三 偽りその他不正の行為により次の各号に掲げる失業等給付の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、当該各号に定める高年齢雇用継続給付の全部又は一部を支給することができる。

一 高年齢雇用継続基本給付金　高年齢雇用継続基本給付金

二 高年齢再就職給付金　高年齢再就職給付金

（介護休業給付金）

第六十一条の四 介護休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、対象家族（当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）、父母及び子（これらの者に准ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。以下この条において同じ。）を介護するための休業（以下「介護休業」という。）をした場合において、当該介護休業（当該対象家族を介護するための二回以上の介護休業をした場合にあつては、初回の介護休業とする。以下この項において同じ。）を開始した日前二年間（当該介護休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年間に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であったときに、支給単位期間について支給する。

2 前項の「みなし被保険者期間」は、介護休業（同一の対象家族について二回以上の介護休業をした場合にあつては、初回の介護休業とす）を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

この条において「支給単位期間」とは、介護休業をした期間（当該介護休業を開始した日から起算して三月を経過する日までの期間に限る。）を、当該介護休業を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該介護休業をした期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月末日。以下この項及び次項第二号において「休業開始応当日」という。）から各翌月の休業開始応当日の前日

（当該介護休業を終了した日の属する月にあつては、当該介護休業を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一つの期間をいう。

二 同一の対象家族について当該被保険者が二回以上の介護休業をした場合における四回目以後の介護休業

（給付制限）

第六十一条の五 偽りその他不正の行為により介護休業給付金の支給を受けることがで、被保険者を受給資格者と、当該被保険者が四回目以後の介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が九十三日に達した日後

（介護休業）

二 同一の対象家族について当該被保険者が二回以上の介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が九十三日に達した日後

（給付制限）

第六十一条の六 育児休業給付は、育児休業給付（育児休業給付）

第六十一条の七 育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳に満たない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組親である被保険者に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生

当する介護休業をしたときは、介護休業給付金は、支給しない。

一 同一の対象家族について当該被保険者が二回以上の介護休業をした場合における四回目以後の介護休業

（給付制限）

第六十一条の七 育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳に満たない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組親である被保険者に委託されている児童及びその他これらに準

に要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

三 求職者及び退職を予定する者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習（第五号において「職業講習」という。）並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。

四 職業能力開発促進法第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に対する、必要な助成及び援助を行うこと。

五 職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受けた労働者に対して、当該職業訓練を受けた労働者に対する、必要な助成及び援助を行うこと。

六 職業訓練を受けた労働者に対する、必要な助成及び援助を行うこと。

七 技能検定の実施に要する経費を負担すること、技能検定を行なう法人その他の団体に対して、技能検定を促進するため必要な助成を行なうこと及び技能検定を行なう都道府県に対して、これに必要な助成を行なうこと。

八 同意地域高齢者就業機会確保計画に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

前項各号に掲げる事業の実施に關して必要な基準については、同項第二号の規定による都道府県に対する経費の補助に係るものにあつては

政令で、その他の事業に係るものにあつては厚生労働省令で定める。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を行わせるものとする。

第六十四条 政府は、被保険者であつた者及び被保険者にならうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができること。

第六十五条 政府は、被保険者等の職業の安定を図るため、労働生産性の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。

第六十六条 第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができること。

第六十七条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（介護休業給付金に限る。第三号において同じ。）、育児休業給付並びに第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。

第六十八条 第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が同条第五項（同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六十七条の二において同じ。）に応ずる部分の額

第六十九条 第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十六条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合、当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の一

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四十分の一

二 日雇労働求職者給付金については、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合

イ 前号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

ロ 前号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三十分の一

三 雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

四 育児休業給付については、当該育児休業給付に要する費用の八分の一

五 第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の二

六 前項第一号に規定する日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、国庫は、毎会計年度（国庫が同号ロの規定による負担額を負担する会計年度を除く。）において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が当該求職者給付に要する費用の八分の一

七 第六十五条の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額までを負担する。

八 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じた額とする。

九 一次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が同条第五項（同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六十七条の二において同じ。）に応ずる部分の額

イ 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額

ロ イの額に相当する額に第三項第二号に掲げる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めた率を乗じて得た額から、その額に育児休業給付率と二事業率とを合算した率を乗じて得た額を減じた額

二 支給した日雇労働求職者給付金の総額の三分の二に相当する額

三 保険料の額に相当する額に第三項第二号に掲げる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めた率を乗じて得た額から、その額に育児休業給付率と二事業率とを合算した率を乗じて得た額を減じた額

四 国庫は、前各項に規定するものほか、毎年予算の範囲内において、第六十四条に規定する事業（第六十八条第二項において「就職支援法事業」という。）に要する費用（第一項第五号に規定する費用を除く。）及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

第五十条 第二十五条第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかる

三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の四の率を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八条第二項において「育児休業給付率」という。）を乗じて得た額

四 一般保険料徴収額から第二号に掲げる額を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八条第二項に掲げる事業においては、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八条第二項において「育児休業給付率」という。）を乗じて得た額

五 二事業率（第五項及び第六十八条第二項において「育児休業給付率」という。）を乗じて得た額

六 二事業率（第五項及び第六十八条第二項において「育児休業給付率」という。）を乗じて得た額

七 二事業率（第五項及び第六十八条第二項において「育児休業給付率」という。）を乗じて得た額

八 二事業率（第五項及び第六十八条第二項において「育児休業給付率」という。）を乗じて得た額

九 二事業率（第五項及び第六十八条第二項において「育児休業給付率」という。）を乗じて得た額

第六章 不服申立て及び訴訟

らず、国庫は、次に掲げる区分によつて、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の一部を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した当該求職者給付の総額」とあるのは、「支給した当該求職者給付の総額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、「一般保険料の額を超える場合には」とあるのは、「一般保険料の額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には」とする。

一 前条第一項第一号イに掲げる場合

長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一

二 前条第一項第一号ロに掲げる場合

長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三十分の一

三 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の二

四 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の十

五 労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合

(雇用保険率が千分の十五・五(徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が千分の十五・五(徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が千分の十五)以上である場合その他の政令で定める場合に限る。)には、当該会計年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに前条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができる。

第五条 第六十八条 雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

第六十九条 第七十二条 雇用保険事業に要する費用に充てる

(保険料)

2 前項の保険料のうち、一般保険料徴収額から当該一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た額及び当該一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額の合計額を減じた額並びに印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援法事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た額は、育児休業給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業(第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てるものとする。

(不服申立て)

第六十九条 第九条の規定による確認、失業等給付及び育児休業給付(以下「失業等給付等」という。)に関する処分又は第十条の四第一項若しくは第二項の規定による処分(これららの規定を第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。)に對して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に對して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、雇用保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

3 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に關しては、裁判上の請求とみなす。

4 第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十号)第二章(第二十二条を除く。)及び第四章の規定は、適用しない。

(不不服理由の制限)

第七十条 第九条の規定による確認に關する処分が確定したときは、当該処分についての不服を当該処分に基づく失業等給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(審査請求と訴訟との関係)

第七十一条 第六十九条第一項の時間数を超過する場合は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十号)第二章(第二十二条を除く。)及び第四章の規定は、適用しない。

(労働政策審議会への諮詢)

第七十二条 第六十九条第一項に規定する処分に対する雇用保険審査官の決定を経た後でなければ提起することができない。

(第七章 雜則)

第七十三条 第六十九条第一項に規定する処分に対する雇用保険審査官の決定を経た後でなければ提起することができない。

(時効)

第七十四条 第六十九条第一項に規定する処分の返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定(これららの規定を第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。)により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、これららを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 年度の平均給与額が修正されたことにより、厚生労働大臣が第十八条第四項に規定する自動変更対象額、第十九条第一項第一号に規定する控除額又は第六十一条第一項第一号に規定する支給限度額を変更した場合において、当該変更に伴いその額が再び算定された失業等給付等があるときは、当該失業等給付等に係る第十条の規定による未支給の失業等給付の請求について準用する。

4 前項の規定は、雇用継続給付又は育児休業給付の支給を受けるために必要な証明書の交付の請求について準用する。この場合において、同

項若しくは第五十六条の三第一項の基準、第十四条の二第二項第三号の災害、第三十七条の五第一項第三号の時間数、第五十六条の三第一項第二号の就職が困難な者、第六十一条の七第一項第二号の規定により読み替わる

和二十二年法律第三十五号)第三十一条第一項の規定を適用しない。

(戸籍事項の無料証明)

第七十五条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市による处分に不服のある者は、雇用保険審査官に對して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に對して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、雇用保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

3 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に關しては、裁判上の請求とみなす。

4 第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十号)第二章(第二十二条を除く。)及び第四章の規定は、適用しない。

(不利益取扱いの禁止)

第七十六条 行政府は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。)若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していたと認められる事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に關して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるものとし、(報告等)

2 労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に關し、関係行政府に建議し、又はその報告を求めることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第七十七条 第七十三条事業主は、労働者が第八条の規定による確認の請求又は第三十七条の五第一項の規定による申出をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(時効)

第七十八条 第七十三条第一項に規定する労働者の返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定(これららの規定を第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。)により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、これららを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 年度の平均給与額が修正されたことにより、厚生労働大臣が第十八条第四項に規定する自動変更対象額、第十九条第一項第一号に規定する控除額又は第六十一条第一項第一号に規定する支給限度額を変更した場合において、当該変更に伴いその額が再び算定された失業等給付等があるときは、当該失業等給付等に係る第十条の規定による未支給の失業等給付の請求について準用する。

4 前項の規定は、雇用継続給付又は育児休業給付の支給を受けるために必要な証明書の交付の請求について準用する。この場合において、同

項目「離職した者」とあるのは「被保険者又は被保険者であつた者」と、「従前の事業主」とあるのは「当該被保険者若しくは被保険者であつた者を雇用し、若しくは雇用していた事業主」と読み替えるものとする。

第七十七条 行政庁は、被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等の支給を請求する者に対して、この法律の施行に関する必要な報告 文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(資料の提供等)

第七十七条の二 行政庁は、関係行政機関又は公私の中立行政の団体に對して、この法律の施行に関する協力を求められた関係行政機関又は公私の中立行政の団体に對して、この法律の施行に関する協力を求めることができる。

前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の中立行政の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

第七十八条 行政庁は、求職者給付の支給を行うため必要があると認めるときは、第十五条规定第一号の規定により同条第二項に規定する失業の認定を受け、若しくは受けようとする者、第二十条第一項の規定による申出をした者又は傷病手当の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(立入検査)

第七十九条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していたと認められる事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に對して質問させ、又は帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもののをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の検査をさせることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三条 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(船員に関する特例)

第七十九条の二 船員である者が失業した場合に關しては、第十条の四第二項中「又は業として」とあるのは「若しくは業として」と、「除く。」とあるのは「除く。」又は船員職業安定法第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者若しくは業として同条第五項に規定する職業指導(船員の職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限り)を行ふ者(地方運輸局(運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局)、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。第十五条第五項において同一の促進に関する特別措置法第七条第二項に規定する船員雇用促進センターをいう。以下同じ。)を除く。」と、第十五条第二項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十二条、二十四条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十九条(第二項)、第三十条、第三十三条第二項、第三十二項、第三十三条第一項及び第三項、第三十三条规定第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第三十一条第一項、第二項及び第七項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第五項、第三十九条第二項、第四十条第三項及び第四項、第四十一一条第一項、第四十七条第二項、第五十一条第一項、第五十二条第一項及び第二項、第五十三条第一項、第五十六条の三第一項並びに第五十九条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸支局(運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。」)と、「公共職業安定所長が」とあるのは「公共職業安定所長又は地方運輸支局並びに厚生労働大臣が国土交通大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸支局(運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下この条において同じ。)の長は、その必要があると認めるときは、他の公共職業安定所長又は地方運輸支局の長にその失業の認定を委嘱することができる。(経過措置の命令への委任)

(権限の委任)

第八十条 この法律に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができるものとする。この法律に基づき政令又は厚生労働大臣が第十八条の長と、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第四十三条第一項第一号及び第五十八条第一項中「職業安定機関」とあるのは「職業安定機関」又は「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸支局、運輸監理部又は運輸支局の長」と、第二十九条第三項中「法令の規定に基づき失業者」とあるのは「失業者」と、同条第五項中「職業安定機関」とあるのは「職業安定機関」、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。」又は「公共職業安定所長又は地方運輸支局(運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸支局)の事務所を含む。」

(権限の委任)

第八十二条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、そ

一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該するときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第七十三条の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合
二 第七十三条の規定に違反した場合
三 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書の交付を拒んだ場合
四 第七十六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合
五 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、
一 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書の交付を拒んだ場合
二 第七十七条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せずに、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合
三 第七十六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合
四 第八十四条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用者その他従業者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第七条の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合
二 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書の交付を拒んだ場合
三 第七十六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合
四 第七十九条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せずに、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

第八十五条 被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等の支給を妨げ、若しくは忌避した場合

第八十六条 被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等の支給を妨げ、若しくは忌避した場合

第八十七条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、そ

請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六ヶ月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合

二 第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十六条 法人（法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合を处罚する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその労働保険事務組合を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、附則第二十一条の規定は、同年一月一日から施行する。

（適用範囲に関する暫定措置）

第二条 次の各号に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの）の事業及び法人である事業主の事業（事務所に限る。）を除く。）であつて、政令で定めるものは、当分の間、第五条第一項の規定にかかるらず、任意適用する。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（船員が雇用される事業を除く。）

2 前項に規定する事業の保険関係の成立及び消滅については、徵収法附則の定めるところによるものとし、徵収法附則第二条又は第三条の規定

定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業は、第五条第一項に規定する適用事業に含まれるものとする。

（被保険者期間に関する経過措置）

第三条 短期雇用特例被保険者が当該短期雇用特例被保険者でなくなつた場合（引き続き同一事業主に被保険者として雇用される場合を除く。）における当該短期雇用特例被保険者となつた日（以下この条において「資格取得日」という。）の前日までの間の短期雇用特例被保険者があつた期間についての第十四条第一項及び第三項の規定の適用については、当分の間、当該短期雇用特例被保険者は、資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前の日までの属する月の末日まで

引き続き短期雇用特例被保険者として雇用された後当該短期雇用特例被保険者でなくなつたものとみなす。

（基本手当の支給に関する暫定措置）

第四条 第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、受給資格に係る離職の日が平成二十一年三月三十一日から令和七年三月三十一日までの間であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者を除く。）を第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして第二十条、第二十二条及び第二十三条第一項の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第七十二条第一項及び第七十九条の二の規定の適用については、第二十八条第一項中「個別延長給付」を「個別延長給付又は地域延長給付」に加えた期間とする。

4 第一項の規定の適用がある場合における第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第七十二条第一項及び第七十九条の二の規定の適用については、第二十八条第一項中「個別延長給付」を「個別延長給付又は地域延長給付」に加えた期間とする。

3 第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

（基本手当の支給を受ける日数）

2 第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

2 第一項の規定の適用がある場合における第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは、「第二十四条の二第一項若しくは附則第四条第一項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは、「第二十四条の二第一項若しくは附則第四条第一項」とする。

（給付日数の延長に関する暫定措置）

2 前項の規定の適用がある場合における第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは、「第二十四条の二第一項若しくは附則第四条第一項」とする。

（特例一時金に関する暫定措置）

第五条 第四十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「三十日」とあるのは、「四十日」とする。

（就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置）

第六条 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係業主に被保険者として雇用される場合を除く。）においては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

2 前項の場合において、所定給付日数を超えて、基本手当を支給する場合は、当該受給資格者に該当する受給資格者にあつては、三十日）を基本手当を支給する日数は、六十日（所定給付日数が第二十三条第一項第二号又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日）を限度とするものとする。

2 第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

（特例一時金に関する暫定措置）

第七条 削除

（特例一時金に関する暫定措置）

第八条 第四十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「三十日」とあるのは、「四十日」とする。

第九条 削除

第十条 第五十七条第一項第一号に規定する再離職の日が平成二十一年三月三十一日から令和七年三月三十一日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条第二項中「いずれか」とあるのは、「いずれか又は再離職」に規定する同条の規定の適用については、同条第二項中「いずれか」とあるのは、「いずれか又は再離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）」とす

る。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは、「第二十四条の二第一項若しくは附則第十一条第一項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは、「第二十四条の二第一項若しくは附則第七十二条第二項」とする。

（教育訓練給付金に関する暫定措置）

第十二条 教育訓練給付対象者であつて、第六十条の二第一項第一号に規定する基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがないものに対する同項の規定の適用については、当分の間、

2 前項に規定する教育訓練給付対象者であつて、第六十条の二第一項第一号に規定する基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがないものに対する同項の規定の適用については、当分の間、

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後、今後の雇用動向等を勘案しつつ、雇用保険事業における諸給付の在り方、費用負担の在り方等について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(賃金日額等に関する経過措置)

第四条 その受給資格に係る離職の日が平成四年十月一日以前である受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る雇用保険法第十七条第三項の規定による賃金日額の算定については、なお従前の例による。

第二条 第二条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第十九条第一項（新雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。）の規定は、平成四年十月一日以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合について適用する。

第三条 新雇用保険法第十九条第二項の規定は、平成四年度以後の年度において同項に規定する場合に該当することとなつた場合における同条第一項に規定する控除額の変更について適用する。（基本手当の支給の期間に関する経過措置）

第五条 旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第二項の規定による期間については、なお従前の例による。

第六条 平成四年十月一日前に安定した職業に就いた就職手当の支給に関する経過措置

第六条 第六条の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

第七条 旧受給資格者が平成四年十月一日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定により従前の例によることとされた当該旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間を新雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間とみなして、新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定を適用する。

第八条 新雇用保険法附則第二十三条第一項の規定は、平成四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合において、平成四年度に係る国庫の負担額については、同項中「十分の八」とあるのは、「十分の九」とする。（その他の経過措置の政令への委任）

第九条 附則第二条から第七条まで及び第九条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成四年三月三一日法律第二三三号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

(号)抄 (平成六年六月二九日法律第五七号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(号)抄 (平成六年六月二九日法律第五七号)抄

(平成七年度における基本手当の日額の自動的変更に関する経過措置)

第三条 平成七年度における基本手当の日額の自動的変更については、労働大臣は、第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第十八条第一項の規定により基本手当日額表が改正された場合、当該改正の基礎となつた平均定期給与額（第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第十八条第一項の規定により基本手当日額表が改正された場合、当該改正の基礎となつた平均定期給与額）を超えて、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、平成七年八月一日以後の新雇用保険法第十八条第三項に規定する自動定期給与額を超過する。この場合における同項に規定する自動定期給与額の変更は、新雇用保険法第三章の規定の適用については、新雇用保険法第八条の規定による同条第三項に規定する自動定期給与額の変更による同項に規定する自動定期給与額の変更とみなす。

前項の規定により変更された同項の自動定期給与額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（基本手当等の給付制限に関する経過措置）

第一項及び第二項、第二十五条第一項並びに第二十七条第一項中「所定給付日数」とあるのは、「所定給付日数に雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第四条第二項に規定する厚生労働省令で定める日数を加えた日数」とする。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

公共職業訓練等については、新雇用保険法第三十三条第一項ただし書（新雇用保険法第三十七条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前の日額に対する経過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格者給付金の額に関する経過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前の日額に対する経過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格者給付金の額に関する経過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前の日額に対する経過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前の日額に対する経過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前の日額に対する経過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

これに準ずるものとして厚生労働省令で定められる者

二 次のいずれかに該当する者

イ 基準日において短時間労働被保険者以外の被保険者であった受給資格者であつて、その算定基礎期間が十年以上二十年未満である者

ロ 基準日において短時間労働被保険者であつて、その算定基礎期間が十年以上二十年未満である者

ハ、雇用保険法第二十三条规定の、第二十四条

第一項及び第二項、第二十五条第一項並びに第二十七条第一項中「所定給付日数」とあるのは、「所定給付日数に雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第四条第二項に規定する厚生労働省令で定める日数を加えた日数」とする。

（基本手当等の給付制限に関する経過措置）

第一項及び第二項、第二十五条第一項並びに第二十七条第一項中「所定給付日数」とあるのは、「所定給付日数に雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第四条第二項に規定する厚生労働省令で定める日数を加えた日数」とする。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

公共職業訓練等については、新雇用保険法第三十三条第一項ただし書（新雇用保険法第三十七条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前の日額に対する経過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格者給付金の額に関する絏過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前の日額に対する絏過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格者給付金の額に関する絏過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前の日額に対する絏過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前の日額に対する絏過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前の日額に対する絏過措置）

前項の規定にかかるわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

(特例一時金の額に関する経過措置)
第九条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者(以下「旧特例受給資格者」という。)に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第四十条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第二条に規定する旧日額対象の旧受給資格者」とあると、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同条」とする。

二 第四十条第一項の規定は、適用しない。

(日雇労働求職者給付金の受給資格に関する経過措置)

第十条 附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行の日前に係る日雇労働求職者給付金の受給資格については、なお従前の例による。

(日雇労働求職者給付金の日額等に関する経過措置)

第十一條 平成六年九月一日以前の日に係る日雇労働求職者給付金の日額及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十二条第一項に規定する印紙保険料の額に係る賃金の日額(第三項及び第四項において「等級区分日額」という。)については、なお従前の例による。

2 平成六年九月中に支給する日雇労働求職者給付金に関する新雇用保険法第四十八条の規定の適用については、同年七月中の日について第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料は、同条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「旧第一級印紙保険料」という。)のうち同年八月中の日について納付された新雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「新第一級印紙保険料」という。)の納付日数(その納付日数が同年七月中の日について納付された旧第一級印紙保険料の納付日数を超えるときは、当該旧第一級印紙保険料の納付日数)に相当する納付日数分については当該納付日数分の新第一級印紙保険料と、残余の納付日数分については当該納付日数分の新雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙

保険料と、旧雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料、旧雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料及び旧雇用保険法第四十八条第二号ハに規定する第四級印紙保険料については新雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料とみなす。

厚生労働大臣は、当分の間、平均定期給与額が平成六年九月の平均定期給与額(新雇用保険法第四十九条第一項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等が変更されたときは、直近の当該変更の基礎となつた平均定期給与額)次項において同じ。)の百分の百二十を超えるに至ったことにより同項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等を変更する場合には、同項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の日額である四千三百円については六千二百円に、等級区分日額である八千二百円については一万三千三百円に、それぞれ変更するものとする。

三 (雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置)

第十二条 附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行の日前に安定した職業に就いた受給資格者(旧雇用保険法第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされた者を含む。)についての新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

2 旧日額対象の旧受給資格者(附則第八条の規定により従前の例によることとされた旧高年齢受給資格者を含む。)が施行日以後に安定した職業に就いた場合においては、附則第二条の規定により従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第六十一条までの規定による基本手当の日額と、附則第四条第一項の規定により従前の例によることとされた所定給付日数を新雇用保険法第二十二条に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。

3 前項の規定は、旧日額対象の旧受給資格者以外の旧受給資格者について準用する。この場合において、同項中「安定した職業に就いた場合におけることは、附則第二条の規定により従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第六十六条から第十八条までの規定による基本手当の日額と、附則第四条第一項の規定により従前の例によることとされた所定給付日数を新雇用保険法第二十二条に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。

4 厚生労働大臣は、当分の間、平均定期給与額が平成六年九月の平均定期給与額の百分の八十を下るに至つたことにより新雇用保険法第四十九条第一項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等を変更する場合には、同項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の日額である六千二百円については四千三百円に、等級区分日額である一万三千三百円については八千二百円に、それぞれ変更するものとする。

5 第二項の規定は、新雇用保険法第五十三条第一項の規定による申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月(以下この項において「最終月」という。)が次の表の上欄に掲げる月である者に関しては、第二項中「同年七月」であるのは「新雇用保険法第五十三条第一項第二号に規定する基礎期間のうち同年七月」である。これは、新雇用保険法第五十四条第二号の規定について準用する。この場合において、最終月が同欄に掲げる月である者に関しては、第二項中「(常用就職支度金の額に関する経過措置)

第十三条 附則第一条の規定による日額の日雇労働求職者給付金の支給を受ける者に対する雇用保険法第五十七条の規定の適用については、同項中「第四十八条第二号」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二号」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二号」とする。

2 旧日額対象の旧受給資格者及び旧特例受給資格者に対する雇用保険法第五十七条の規定の適用については、同項第三項中「第四十八条第二号」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二号」とする。

3 新雇用保険法第六十一条第三項及び第四項の規定は、前項ただし書の被保険者に係る高年齢再就職給付金について準用する。この場合にお

平成六年八月	の日数
納付日数に五を乗じて得た日数(そ	

平成六年九月 納付日数に四を乗じて得た日数(そ
の日数)

平成六年十月 納付日数に三を乗じて得た日数(そ
の日数)

平成六年十一月 納付日数に二を乗じて得た日数(そ
の日数)

平成六年十二月 納付日数に一を乗じて得た日数(そ
の日数)

平成六年一月 (雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置)

第十四条 施行日前に六十歳に達した被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の規定の適用については、同項第一項中「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは、「平成七年四月一日」と、「当該被保険者が六十歳に達した月から」とあるのは、「平成七年四月一日」と、「当該被保険者が六十歳に達した日」である。これは、「同条の規定による旧日額対象の旧受給資格者」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは、「同条」とする。

定」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第二条の規定」と、「基本手当の受給資格者」とあるのは、「同条の規定による旧日額対象の旧受給資格者」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは、「同条」とする。

3 新雇用保険法第六十一条第三項及び第四項の規定は、前項ただし書の被保険者に係る高年齢再就職給付金について準用する。この場合にお

いて、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する新雇用保険法第六十一条の二第一項の規定」と、「みなし賃金額」とあるのは、「同項のみなし賃金額(次項において「みなし賃金日額」という。)」と、第四項中「第一項の規定」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する新雇用保険法第六十一条の二第二項の規定」である。

4 労働大臣は、施行日前に旧雇用保険法第十八条の規定により基本手当の日額が変更された場合においては施行日から附則第三条の規定により基本手当の日額が変更された場合においては平成七年八月一日からこれらの変更の比率に応じて、新雇用保険法第六十一条第一項に規定する支給限度額を変更しなければならない。

この場合において、同項第一号中「その額が」とあるのは、「その額が雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十四条第四項及び第五項の規定又は」とす

る。

5 附則第三条第二項の規定は、前項の規定により変更された同項の支給限度額について準用する。(雇用保険の育児休業給付に関する経過措置)

第十五条 新雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する育児休業基本給付金及び新雇用保険法第六十一条の五第一項に規定する育児休業者職場復帰給付金は、新雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した日又は同条第三項に規定する休業開始応当日が施行日以後である支給単位期間について支給する。(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第十六条 新雇用保険法第六十六条规定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(高齢求職者給付金の額に関する経過措置)

第二十条 高齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該高齢求職者給付金の支給を受けることができる者(以下「旧高齢受給資格者」という。)に係る高齢求職者給付金の額については、従前の例による。

(他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(号)抄 第一条 この法律は、平成八年七月一日から施行する。 (施行期日) 第一条 この法律は、平成八年五月二二日法律第四二号抄 (平成八年五月二二日法律第四二号) (第二条の規定の施行に伴う経過措置) 第二条 施行日前にされた雇用保険法第六十九条第一項の審査請求のうち、施行日の前日において当該審査請求がされた日の翌日から起算して三箇月を経過しており、かつ、施行日の前日までに雇用保険審査官の決定がないもの(次項において「雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求」という。)に係る処分の取消しの訴えについては、第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第七十一条の規定にかかるらず、その取消しの訴えを提起する前に、新雇用保険法第六十九条第二項の規定による再審査請求をしたときは、この限りでない。	(号)抄 第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。 (施行期日) 第一条 この法律は、平成七年五月二二日法律第四二号抄 (平成七年五月二二日法律第四二号) 第二条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。
--	--

(号)抄 第一条 この法律は、平成九年六月一四日法律第八二号抄 (平成九年六月一四日法律第八二号) (雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求に係る処分について、その取消しの訴えが施行日前に提起されていたとき又は前項の規定により提起されたときは、当該雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求については、新雇用保険法第六十九条第二項の規定は適用しない。) 第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十年三月三一日法律第一九号抄 (平成十年三月三一日法律第一九号) 第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。	(号)抄 第一条 この法律は、平成九年五月九日法律第四五号抄 (平成九年五月九日法律第四五号) 第一条 この法律は、平成九年二月一九日法律第一三号抄 (平成九年二月一九日法律第一三号) 第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
---	--

(号)抄 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞ、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。	(号)抄 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。
---	--

(号)抄 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(号)抄 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
--	--

次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十二条の八の二第一項及び第五項の改正規定、附則第七十四条及び第七十五条の規定、附則第七十六条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律五百五十二号）附則第七十七条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第二十六条の二第一項及び第四項の改正規定、附則第九十五条の規定並びに附則第一百二十七条中郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第一百二号）附則第八十七条第一項の改正規定平成十九年十月一日
二 略
三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二项、第三十条から第五十一条まで、第五十四条から第六十一条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百三条、第一百五十五条から第一百八十二条まで、第一百二十一条、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十条から第一百三十四条まで、第一百三十七条、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定日本（返還命令等に関する経過措置）

第五条 平成十九年改正後雇用保険法第六十一条の四第六項の規定は、附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日以後に平成十九年改正後七条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第二十六条の二第一項及び第四項の改正規定、附則第九十五条の規定並びに附則第一百二十七条中郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第一百二号）附則第八十七条第一項の改正規定平成十九年十月一日
二 略
三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二项、第三十条から第五十一条まで、第五十四条から第六十一条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百三条、第一百五十五条から第一百八十二条まで、第一百二十一条、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十条から第一百三十四条まで、第一百三十七条、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定日本（雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置）

第六条 政府は、平成十九年改正後雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に同項に規定する休業を開始した者については、なお前項各号による例による。
（雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置）
第六条 政府は、平成十九年改正後雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に同項に規定する休業を開始した者については、なお前項各号による例による。

第七条 前条第一項の規定により、政府が暫定雇用福祉事業を行う場合における第七条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定については、同法第十条第一項中「事業」とあるのは「事業及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定に基づき同項に規定する雇用福祉事業として行われていた事業のうち次の各号に掲るもの（以下「暫定雇用福祉事業」という。）を、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に掲げる期間、行うことができる。（この場合における平成十九年改正後雇用保険法第三条、第六十五条及び第六十八条第二項の規定の適用について、平成十九年改正後雇用保険法第三条中「能力開発事業」と、同法第十二条第八項中「に要する費用」とあるのは「に要する費用並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業に要する費用」とする。
第八条 附則第六条第一項の規定により、政府が暫定雇用福祉事業を行う場合における附則第一百三十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の規定の適用については、同法第九十九条第二項第二号イ中「能力開発事業費」とあるのは「能力開発事業費並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項に規定する暫定雇用福祉事業に要する費用」と、同法第一百三十三条第三項中「能力開発事業」とあるのは「能力開発事業並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第一項に規定する暫定雇用福祉事業」とする。（検討）
第九条 附則第一百七条の規定による改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三条）第十八条第一項第三号に該当する事業施行日から平成二十二年三月三十一日までの間

二 附則第八十九条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三条）第十八条第一項第三号に該当する事業施行日から平成二十二年三月三十一日までの間
（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）
第十条 附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後雇用保険法第六十一年法律第三十三号）第九条第一項第二号及び第三号に掲げる事業施行日から平成二十二年三月三十一日までの間

（雇用保険の教育訓練給付金に関する経過措置）
第十一条 附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後雇用保険法第六十一年法律第三十三号）第九条第一項第三号に規定する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

二 附則第八十九条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三条）第十八条第一項第三号に該当する事業施行日から平成二十二年三月三十一日までの間
（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）
第十条 附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後雇用保険法第六十一年法律第三十三号）第九条第一項第二号及び第三号に規定する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

二 附則第八十九条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三条）第十八条第一項第三号に該当する事業施行日から平成二十二年三月三十一日までの間
（雇用保険の教育訓練給付金に関する経過措置）
第十一条 附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後雇用保険法第六十一年法律第三十三号）第九条第一項第三号に規定する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

二 附則第八十九条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三条）第十八条第一項第三号に該当する事業施行日から平成二十二年三月三十一日までの間
（雇用保険の教育訓練給付金に関する経過措置）
第十一条 附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後雇用保険法第六十一年法律第三十三号）第九条第一項第三号に規定する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

二 附則第八十九条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三条）第十八条第一項第三号に該当する事業施行日から平成二十二年三月三十一日までの間
（雇用保険の教育訓練給付金に関する経過措置）
第十一条 附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後雇用保険法第六十一年法律第三十三号）第九条第一項第三号に規定する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

十三年法律第四十六号。以下この項において「改正法」という。附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

第八条 介護休業給付金の額に関する経過措置)
した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十六号。以下この項において「改正法」という)附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

(政令への委任)
第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年五月二〇日法律第四七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。(雇用保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。(政令への委任)
第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二六年三月三一日法律第一三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第五条第一項及び第十条の改正規定並びに附則第十条の規定 公布の日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第六十条の二及び第七十六条第一項の改正規定並びに附則第十二条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定 平成二十六年十月一日

(就業促進手当に関する経過措置)
第二条 改正後の雇用保険法第五十六条の三第三項第二号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者となった者に

対する就業促進手当について適用し、施行日前に同号に該当する者となった者に対する就業促進手当については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次条において「一部施行日」という)前に改正前の雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練給付金に関する経過措置)に該当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金については、なお従前の例による。

(教育訓練支援給付金に関する経過措置)
第四条 改正後の雇用保険法附則第十二条の二の規定は、一部施行日以後に同条各号のいずれかに該当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金について、「この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(教育訓練給付金に関する経過措置)
第五条 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できることとされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む)の訴え提起については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第七条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日

二 第一条中雇用保険法第六十二条第一項及び第六十三条第一項の改正規定 第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条の規定並びに附則第十九条、第十五条、第二十六条、第二十八条及び第三十一条の規定 平成二十八年四月一日

三 第一条中雇用保険法第三十七条の四第二項、第六十一条の四第四項及び第六十二条の六第四項の改正規定並びに同法附則第十二条の次に一条を加える改正規定並びに次条第一項及び第二项、附則第十九条、第二十条、第二十二条並びに第二十三条の規定 平成二十八年八月一日

四 第二条中雇用保険法第六十六条第三項第一号イの改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条の前見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののが、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第七九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の二号の規定並びに附則第十二条の規定 平成二八年三月三一日

(罰則に関する経過措置)
第一条 この法律は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の二号の規定並びに附則第十二条の規定 平成二九年十月一日

(罰則に関する経過措置)
第二条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の二号の規定並びに附則第十二条の規定 平成二九年一月一日

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律は、平成二十九年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の二号の規定並びに附則第十二条の規定 平成二九年二月一日

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律は、平成二十九年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の二号の規定並びに附則第十二条の規定 平成二九年三月一日

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の二号の規定並びに附則第十二条の規定 平成二九年四月一日

(罰則に関する経過措置)
第六条 この法律は、平成二十九年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の二号の規定並びに附則第十二条の規定 平成二九年五月一日

(罰則に関する経過措置)
第七条 この法律は、平成二十九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の二号の規定並びに附則第十二条の規定 平成二九年六月一日

後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののが、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

十五条の二を削る改正規定、同法第十六条及び第十八条の改正規定、同法第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十九条の二を削る改正規定並びに同法第二十二条第三項、第三十一条及び第三十二条第一項の改正規定並びに附則第九条の規定 令和二年四月一日
 (介護休業給付金に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下この項及び次項において「第一条改正後の雇用保険法」という)第六十一条の六第四項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に第一条改正後の雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者(第三項の規定により第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「第二条改正後の雇用保険法」という)第六十一号の六第一項に規定する休業を開始した者を除く。)について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法(次項において「第一条改正前の雇用保険法」という)第六十一号の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

2 第一条改正後の雇用保険法附則第十二条の二の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始された第一条改正後の雇用保険法第六十一条第一項に規定する休業に係る介護休業給付金について適用し、同日前に開始された第一条改正前の雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業に係る介護休業給付金について適用し、同日前に开始された第一条改正後の雇用保険法第六十一条第一項に規定する休業に係る介護休業給付金について適用し、同日前に开始された第一条改正前の雇用保険法(以下「第一条改正前の雇用保険法」という)第六十一号の六第一項に規定する休業を開始した者(第三項の規定により第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「第二条改正後の雇用保険法」という)第六十一号の六第一項に規定する休業を開始した者を除く。)について適用し、同日前に开始された第一条改正前の雇用保険法第六十一条第一項に規定する休業に係る介護休業給付金について適用し、同日前に开始された第一条改正前の雇用保険法第六十一条第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

3 第二条改正後の雇用保険法第六十一条の六の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に同条第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(高年齢被保険者に関する経過措置)

第三条 六十五歳に達した日以後に雇用された者であつて、施行日前から引き続いて雇用されている者(雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。)については、なお従前の例による。

(高年齢被保険者に関する経過措置)

第七条 高年齢継続被保険者(第二条改正前雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。以下この条において同じ。)が施行日前に高年齢継続被保険者でなくなり、施行日以後に第二条改正後の雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した場合において、同項第一号に規定する基準日から同項第二号の厚生労働省令で定める期間内にあるときににおける同号の規定の適用について

十五の二を削る改正規定、同法第十六条及び第十八条の改正規定、同法第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第二十二条第三項、第三十一条及び第三十二条第一項の改正規定並びに附則第九条の規定 令和二年四月一日
 (介護休業給付金に関する経過措置)

(就業促進手当に関する経過措置)

第四条 第二条改正後の雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となつた者について適用し、施行日前に各号に該当する者となつた者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

(移転費に関する経過措置)

第五条 施行日前に第二条改正前の雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者(第二条改正前の雇用保険法第六十一条の四第一項と同条第一項において同じ。)日雇受給資格者(第二条改正後の雇用保険法第五十六条の三第三項第一号に規定する日雇受給資格者をいう。次条において同じ。)又は特例受給資格者(雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者をいう。次条において同じ。)となつた者(次条において「旧高年齢受給資格者」という。)施行日以後に高年齢受給資格者(第二条改正後の雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者をいう。次条において同じ。)と同条第一項において同じ。)と同条第一項に規定する高年齢受給資格者をいう。

(育児休業給付金に関する経過措置)

第六条 第二条改正後の雇用保険法第六十一条第二項に規定する高年齢受給資格者(第二条改正前の雇用保険法第六十一条の四第一項と同条第一項において同じ。)と同条第一項に規定する高年齢受給資格者をいう。

(求職活動支援費に関する経過措置)

は、同号中「高年齢被保険者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第十七号)第二条の規定による改正規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となつた者について適用し、施行日前に各号に該当する者となつた者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

(就業促進手当に関する経過措置)

(就業促進手当に関する経過措置)

第八条 第二条改正後の雇用保険法第六十一条の四第一項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第九条 第二条改正後の雇用保険法第六十六条の三第一項の規定は、以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第十一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄
 (附 則)
 (附 則四号) 抄
 (附 則四号)
 (附 則四号)
 (附 則四号)
 (附 則四号)
 (附 則四号)
 (附 則四号)
 (附 則四号)

第六条 第二条改正後の雇用保険法第五十九条の規定は、求職活動に伴い施行日以後に同条第一項各号に規定する行為(当該行為に際し、第二条改正前雇用保険法第五十九条の規定による広域求職活動費が支給されている場合における当該行為を除く。)をした者(施行日前一年以内に旧高年齢受給資格者となつた者であつて施行日以後に高年齢受給資格者 日雇受給資格者又は特例受給資格者となつてないものを除く。)をした者(施行日前一年以内に旧高年齢受給資格者となつた者であつて施行日以後に高年齢受給資格者となつた者に対する広域求職活動費の支給については、なお従前の例による。

(教育訓練給付金に関する経過措置)

第七条 高年齢継続被保険者(第二条改正前雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。以下この条において同じ。)が施行日前に高年齢継続被保険者でなくなり、施行日以後に第二条改正後の雇用保険法第六十条の四第二項の規定は、附則第一号に掲げる規定並びに附則第三条、第十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定(公布の日から起算して三月を経過した日)。

(雇用保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 前条の規定による改正後の雇用保険法第十条の四第二項の規定は、附則第一号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する雇用保険法第十一条の二第一項の改正規定並びに第二十三条规定から第二十五条までの規定(平成二十九年十月一日)。

三 第二条中雇用保険法第六十二条の四第一項の改正規定及び第七条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに附則第十五条、第十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十七条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(百分の五十を「百分之八十」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する規定による改正前の雇用保険法第十条の四第二項に規定する届出、報告又は証明をした同項に規定する職業紹介事業者等について(前条の規定による改正前の雇用保険法第十条の四第二項に規定する届出、報告又は証明をした同項に規定する職業紹介事業者等については、なお従前の例による。

は、同号中「高年齢被保険者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第十七号)第二条の規定による改正規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となつた者について適用し、施行日前に各号に該当する者となつた者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

(就業促進手当に関する経過措置)

(就業促進手当に関する経過措置)

八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の改正規定、附則第二十二条第一項、第二十二条第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（基本手当の所定給付日数に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法（次条及び附則第四条において「第一条改正後雇用保険法」という。）第二十三条第一項の規定は、受給資格（雇用保険法第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けおことができる資格をいう。附則第三十一条において同じ。）に係る離職の日（以下この条及び附則第三十一条において「離職日」という。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である者について適用し、離職日が施行日前である者に係る所定給付日数（雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数をいう。次条において同じ。）については、なお従前の例による。

（個別延長給付及び地域延長給付に関する経過措置）

第三条 第一条改正後雇用保険法第二十四条の二及び附則第五条の規定は、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わつた日が施行日以後である者について適用する。

2 所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった日が施行日前である者に係る第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下この項及び附則第三十一条において「第一条改正前雇用保険法」という。）附則第五条の規定による基本手当の支給（次項において「旧個別延長給付」という。）及び同条第四項の規定により読み替えて適用する第一条改正前雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

3 第一項の規定にかかわらず、第一条の規定の施行の際現に旧個別延長給付を受けている者で

あつて、第一条改正後雇用保険法第二十四条の規定による改正後の雇用保険法（以下この条及び附則第三十一条において「新個別延長給付」という。）を行つことができる。この場合において、新個別延長給付に係る第一条改正後雇用保険法（同条第二項の四及び第三十四条の規定を除く。）の適用については、旧個別延長給付の支給日数に相当する日数分の新個別延長給付をしたものとみなす。

（就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する経過措置）

第四条 第一条改正後雇用保険法第十条の規定は、雇用保険法第五十七条第一項第一号に規定する再離職（以下この条において単に「再離職」という。）の日在施行日以後である者について適用し、再離職の日在施行日前である者に係る就業促進手当については、なお従前の例による。

（返還命令等に関する経過措置）

第五条 第二条の規定による改正後の雇用保険法（次条において「第二条改正後雇用保険法」という。）第十条の四第二項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）以後に偽りの届出、報告又は証明をした者について適用し、第四号施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした者については、なお従前の例による。

（移転費に関する経過措置）

第六条 第四条の規定による改正後の職業安定法（以下この条並びに附則第十条及び第十四条第二項において「第四条改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は第四条改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いた者に対する第二条改正後雇用保険法第五十八条第一項の規定は、当該者が当該紹介により職業に就いた日が第四号施行日以後である場合について適用する。

（教育訓練給付金に関する経過措置）

第七条 第四号施行日前に第二条の規定による改正前の雇用保険法（次条において「第二条改正前雇用保険法」という。）第六十条の二第一項に規定する教育訓練給付金については、なお従前の例による。

（教育訓練支援給付金に関する経過措置）

第八条 第四号施行日前に第一条改正前雇用保険法附則第十五条の二第一項に規定する教育訓練法及び第十六条の規定による基本手当の支給（以下この項において「新個別延長給付」という。）を行つて、この場合において、新個別延長給付に係る第一条改正後雇用保険法（第十条の四及び第三十四条の規定を除く。）の適用については、旧個別延長給付の支給日数に相当する日数分の新個別延長給付をしたものとみなす。

（就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する経過措置）

第四条 第一条改正後雇用保険法第十条の規定は、雇用保険法第五十七条第一項第一号に規定する再離職（以下この条において単に「再離職」という。）の日在施行日以後である者について適用し、再離職の日在施行日前である者に係る就業促進手当については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げた他の経過措置の政令への委任）の規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二十九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第百六十七條の二、第百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに同法附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

2 第一条中雇用保険法第十四条に一項を加える改正規定並びに同法第三十七条の三第一項及び第三十九条第一項の改正規定並びに同法附則第三条の改正規定並びに次条の規定 令和二年八月一日

附 則 （平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

1 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢等の雇用安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十二条の規定による改正規定並びに同法第十四条第二項第二号の改正規定及び同法第四十二条第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条第二項の規定（労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条第一項を加える改正規定を除く。）並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条第二十二条、第二十二条及び第二十四条の規定、公布の日から起算して六月を超えた範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げた他の経過措置の政令への委任）の規定にあつては、当該規定の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに同法附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

2 第一条中雇用保険法第十四条に一項を加える改正規定並びに同法第三十七条の三第一項及び第三十九条第一項の改正規定並びに同法附則第三条の改正規定並びに次条の規定 令和二年八月一日

附 則 （平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

1 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢等の雇用安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十二条の規定による改正規定並びに同法第十四条第二項第二号の改正規定及び同法第四十二条第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条第一項を加える改正規定を除く。）並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条第二十二条、第二十二条及び第二十四条の規定、公布の日から起算して六月を超えた範囲内において政令で定める日

四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第三号及び第六十六条第三項第一号の改正規定並びに同条第四項の改正規定（前項第三号）を「前項第四号」に改める部分を除く。）、第三条の規定、第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項第一号及び第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに同法附則第十一項第二項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第百二条第二項の改正規定及び同法附則第十九条の二の改正規定（「令和元年年度」を「令和三年度」に改める部分を除く。）並びに附則第九条第二項及び第十二条第一項の規定 令和三年四月一日

五 第一条中雇用保険法の目次の改正規定（「第三十七条の四」を「第三十七条の六」に改める部分に限る。）、同法第六条の改正規定、同法第三十七条の四の次に二条を加える改正規定、同法第七十二条第一項の改正規定（災害）の下に、「第三十七条の五第一項第三号の時間数」を加える部分に限る。）及び同法第七十三条の改正規定並びに附則第十一条第二項の規定 令和四年一月一日

六 第一条中雇用保険法第六十一条第五項の改正規定並びに附則第三条、第十三条（厚生年金保険法第五十六条第三号の改正規定を除く。）及び第十四条の規定 令和七年四月一日

（被保険者期間の計算に関する経過措置）

（高年齢雇用継続給付に関する経過措置）

第三条 改正後雇用保険法第六十一条第五項の規定は、六十歳に達した日が第六号施行日前である者に係る被保険者期間については、なお従前の例による。

（高年齢雇用継続給付に関する経過措置）

第三条 改正後雇用保険法第六十一条第五項の規定は、六十歳に達した日が第六号施行日前である者に係る被保険者期間については、なお従前の例による。

（育児休業給付金に関する経過措置）

第四条 改正後雇用保険法第六十一条の七及び第六十一条の八の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業を開始する者について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「改正前雇用保険法」という。）第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第五条 改正後雇用保険法第六十一条第一項の規定は、令和二年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合において、前条の規定によりなお従前の例によることとされた（以下「改正後雇用保険法」という。）第十四条第三項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項及び附則第三条の規定は、被保険者期間（雇用保険法第十四条第一項に規定する被保険者期間をいう。以下この条において同じ。）の計算に係る離職の日（以下この条において「離職日」という。）が前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後である者に係る被保険者期間について適用し、離職日が第二号施行日前である者に係る被保険者期間については、なお従前の例による。

（高年齢雇用継続給付に関する経過措置）

第三条 改正後雇用保険法第六十一条第五項の規定は、六十歳に達した日（その日において雇用等を勘案しつつ、二以上の事業主の適用事業に

保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日。以下この項において同じ。）が附則第一項第六号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第六号施行日」という。）以後である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金について適用し、六十歳に達した日が第六号施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金については、なお従前の例による。

（第六号施行日）

第六号施行日（以下この条において「新雇用保険法」という。）第六十一条の七の規定は、第三号施行日前に施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（育児休業給付に関する経過措置）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第五四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

附 則（令和三年六月九日法律第五八号）抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年六月九日法律第五八号の施行日前に当該子が出生した場合にあっては、当該子が出生した日から当該出生の翌日まで（出産予定期日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定期後に当該子が出生した場合には、当該出産予定期日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとす）。の期間内に、労働者が当該子を養育するための休業であつて、育児休業給付金の支給に係るものに限る。）がある場合の新雇用保険法第六十一条の七第二項の規定の適用については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の三第二項及び第十六条の六第二項の改正規定並びに附則第十二条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の三の改正規定（「第二十五条第一項」を「第二十五条第一項に改める部分に限る。」及び附則第十四条の規定）公布の日）

二 第四条の規定及び附則第六条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日）

三 第二条及び第五条の規定並びに附則第四条、第七条、第九条、第十一条及び第十三条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（みなし被保険者期間の計算に関する経過措置）

第六条 第四条の規定による改正後の雇用保険法第六十一条の七第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条にお

雇用される労働者に対する改正後雇用保険法の適用の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第五四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

附 則（令和三年六月九日法律第五八号）抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年六月九日法律第五八号の施行日前に当該子が出生した場合にあっては、当該子が出生した日から当該出生の翌日まで（出産予定期日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定期後に当該子が出生した場合には、当該出産予定期日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとす）。の期間内に、労働者が当該子を養育するための休業であつて、育児休業給付金の支給に係るものに限る。）がある場合の新雇用保険法第六十一条の七第二項の規定の適用については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）附則第七条第二項に規定する休業」とする。

三 新雇用保険法第六十一条の八の規定は、第三号施行日以後に同条第一項に規定する出生時育児休業を開始する者について適用する。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（高年齢雇用継続給付に関する経過措置）

第三条 改正後雇用保険法第六十一条第五項の規定は、六十歳に達した日（その日において雇用等を勘案しつつ、二以上の事業主の適用事業に

（第六号施行日）

第六号施行日（以下この条において「新雇用保険法」という。）第六十一条の七の規定は、第三号施行日前に施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年三月三一日法律第二二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

附 則（令和四年三月三一日法律第二二号）抄

第一条 この法律は、令和五年三月三一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年三月三一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十

二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二

十八条の規定 公布の日

二 第一条中雇用保険法第十五条第三項ただし書の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十四条、第七十二条第一項及び第七十九条の二の改正規定並びに附則第三条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第三項の改正規定並びに附則第十二条及び第二十三条の規定 令和四年七月一日

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に「一条を加える改正規定を除く。」並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一项を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは、「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは、「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（返還命令等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の雇用保険法第十四条第二項（国家公務員退職手当法第十条第十四項において準用する場合を含む。）の規定

は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に偽りの届出、報告又は証明をした者について適用し、第三号施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした者については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の雇用保険法第二十条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（附則第十二条において「第一号施行日」という。）以後に同法第二十条の二に規定する者に該当するに至った者について適用する。（支給の期間の特例に関する経過措置）

第四条 第一条の規定（附則第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後

の雇用保険法第六十六条から第六十七条の二まで及び附則第十三条の規定は、令和四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。（検討）

第九条 政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付（次項において「育児休業給付」という。）及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された雇用保険法及び職業安定法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日） 令和四年六月一七日法律第六八号抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（五百九条の規定） 公布の日